○東北地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十九日　東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
いわき市小名浜住吉字冠木一番二から同市小名浜野田字田中二九番一まで	前	二五・〇〇メートル～八四・五〇メートル	一・二一〇キロメートル
	後	二五・〇〇メートル～五一・四〇メートル	一・二一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十九日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	いわき市小名浜住吉字冠木一番二から同市小名浜野田字田中二九番一まで	東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年八月二十九日

○東北地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十九日　東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新庄市五日町字一本柳一一四七番五から同市十日町字中山道西五八四九番三まで	前	一九・七メートル～一九・九メートル	〇・〇八二キロメートル
	後	一九・七メートル～三四・九メートル	〇・〇八二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十九日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	新庄市五日町字一本柳一一四七番五から同市十日町字中山道西五八四九番三まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年八月二十九日

○近畿地方整備局告示第百五十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年八月二十九日　近畿地方整備局長　森　昌文

一　登録番号

近畿地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	増田　繁治
変更後	谷　純夫、今岡　重貴

(2)　変更年月日

平成二十六年六月二十六日

○四国地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十九日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び百九十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高知市春野町森山字川久保前一番一地先	前	二五・四メートル～三七・七メートル	〇・〇一八キロメートル
	後	二五・四メートル～三七・七メートル	〇・〇一八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局高知河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十九日　四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び百九十七号	高知市春野町弘岡上字小橋ノ本二〇〇四番一から土佐市中島字南是吉二〇七番二地先まで	四国地方整備局及び同局高知河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年八月三十一日

○北海道開発局告示第百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十九日　北海道開発局長　岡部　和憲

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十六号